

前橋市公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する公共事業（以下「事業」という。）の事業着手前から完了後までの各段階において、事業計画、事業効果等の評価し、公表することにより、事業における実施過程の透明性の向上を図るとともに、効果的で効率的な事業実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事前評価 新たに事業費を予算化しようとする事業について、事業計画、事業推進方法、事業効果等の妥当性を評価し、必要に応じて計画の見直し等を行う評価をいう。
- (2) 再評価 国庫補助事業の採択後一定の期間が経過した後も未着工である事業、国庫補助事業の採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等について、必要に応じて事業の見直し等を行う評価をいう。
- (3) 事後評価 事業完了後一定の期間を経過した事業等について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を同種の事業の計画及び事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。

(種類)

第3条 事業評価は、事前評価、再評価及び事後評価とする。

(事前評価の対象事業)

第4条 事前評価を実施する事業（以下「事前評価事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 総事業費の概算予定額が3億円以上の施設整備事業
 - (2) 年間運営経費額が1千万円以上になると見込まれる公の施設又は行政機関の整備事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の位置付け、事業規模等から事業計画、事業効果等を事前に評価する必要があると認められる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の事業については、事前評価事業としないことができる。
- (1) 維持修繕事業その他の現状の機能を確保するための事業（大規模な改造等を伴うものを除く。）
 - (2) 災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業

(3) 構想等策定段階において事前評価と同様の手続（第7条各号に掲げる視点により検討しその検討過程及び結果が公表されるものに限る。）を実施している事業

(4) 構想等策定段階において附属機関等による答申等（第7条各号に掲げる視点により評価されその結果が公表されるものに限る。）を受けている事業

(5) 前橋市公共事業事前評価委員会において事前に評価する必要がないと認められた事業

（事前評価の実施時期）

第5条 事前評価を実施する時期は、原則として事業の目的、規模、基本的機能、実施場所、全体事業費及び効果の概要が定まった後で、かつ、当該事業における基本設計等の事業実施に係る経費の予算を要求する前までとする。ただし、国庫補助事業及び交付金事業については、国への補助要望を行う前までに評価を行うものとする。

（事前評価の実施体制）

第6条 市長は、事前評価を行うため、前橋市公共事業事前評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

（事前評価の視点）

第7条 事前評価は、次に掲げる視点から行うものとする。

(1) 適時性

(2) 有効性

(3) 現実性

(4) 合理性

(5) 先見性

(6) 効率性

（事前評価の方法）

第8条 事前評価事業の担当課長（以下「担当課長」という。）は、委員会から提供される調査様式を用いて前条の視点による事前評価事業の評価を行い、委員会に提出する。

2 委員会は、提出された評価調書の審議及び評価を行い、その結果を担当課長に通知する。

3 担当課長は、前項に規定する通知を受けたときは、これを尊重するものとし、その結果を踏まえて対応方針を作成し、委員会に報告する。

4 担当課長は、事前評価の結果及び対応方針について、庁議への付議等、当該事業における構想・計画等に係る意思決定の際に活用するものとする。

(事前評価の結果の公表)

第9条 市長は、事前評価事業に係る構想・計画等を公表するときは、その公表に合わせ、次に掲げる事項の概要を公表するものとする。

(1) 事前評価事業の計画内容

(2) 委員会の評価結果

(3) 担当課の対応方針

(再評価の対象事業等)

第10条 再評価の対象事業、実施時期、実施体制及び評価の方法は、前橋市公共事業再評価実施要綱に定めるところによる。

(事後評価の対象事業等)

第11条 事後評価を実施する事業は、国庫補助事業及び交付金事業であって、国が定める交付要綱等により事後評価が義務付けられている事業とする。

2 事後評価の実施時期、実施体制及び評価の方法は、国が定める評価要領等に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。